

令和4年2月XX日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会 長 下 井 直 毅

多摩市国民健康保険税課税限度額の変更について（答申）㊦

本協議会は、令和4年2月3日付3多健保第2384号をもって市長から諮問のあった「多摩市国民健康保険税課税限度額の変更について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 課税限度額の変更について

課税限度額を102万円とする。

（医療分65万円、後期高齢者支援金分20万円、介護分17万円）

2 実施時期について

令和4年4月1日から実施する。